

「知っていますか？」

ごみの野外焼却は禁止です

～みんなで住み良い「むなかた」を！～

ごみを野外で燃やすことは**法律で禁止**されています。ごみを焼くと悪臭や煙により、近所の皆さんの迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類発生などの環境汚染につながります。

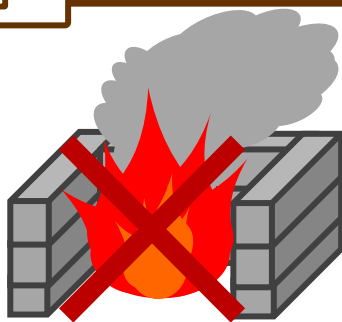
ごみは市で定められた処理方法で適正に処理しましょう。個人焼却炉の使用は禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、原則、ごみの野外焼却を行うことは禁止されています。（第16条の2）この法律に違反して、ごみの野外焼却を行った者は5年以下の懲役若しくは、1000万円以下の罰金が科せられます。（第25条第1項第15号）

× 野外焼却の例



ドラム缶を使つての焼却



ブロック囲いでの焼却



穴を掘つての焼却

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

農作業（稲わら等の焼却）や風俗習慣上（どんと焼き）の行事を行うために必要な焼却は例外が設けられています。

ただし、例外で認められている焼却であっても、近隣住民に迷惑をかけたり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は認められません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行第14条により下記の焼却は例外として認められています

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの